(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに関係市役所及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第二千五十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町森脇字石谷奥甲六三三、六三四、口和町金田字本谷一五三の一、一五五の一(次の図に示す部分に限る。)、一五五の二、二二七の一(次の図に示す部分に限る。)、府中市河面町字大久保三四五、三四六の一、字大平一〇二三、一〇三〇、一〇三一、一〇三五、安芸高田市高宮町川根字中谷二四八八の一、福山市草戸町字中山地一五七〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第二千六十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字坪野字寄江迫四九四の一、五一一の一、北広島町本地字五見山八〇九、八一〇、安芸高田市八千代町佐々井字登路木三九六から三九八まで、四〇五、吉田町上入江字開地二二二、二四四、字末広一八四四、一八四六から一八四九まで、一八五一、一八五三、廿日市市玖島字大峯山之内一ノ尾山八六一、八六二、庄原市東城町小奴可字御伊勢四一の一、字御伊勢頭五四〇の二、五四〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寄江迫四九四の一・五一一の一・字五見山八〇九・八一〇・字登路木三九六から三九八まで・四〇五・字開地二二二・二四四・字末広一八四四・一八四六から一八四九まで・一八五一・一八五三・字大峯山之内一ノ尾山八六一・八六二・字御伊勢四一の一・字御伊勢頭五四〇の二・五四〇の三(以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第二千六十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県笛吹市御坂町上黒駒字山ヶ洞入口六二〇五の一・六二〇五の九・六二〇五の一五(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、六二〇五の一六から六二〇五の一八まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　鉄道用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四の二八、南巨摩郡富士川町**眷**米字北山二六一六の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町中野字栗尾四九四九・四九五〇・四九五二から四九五五まで(以上六筆国有林)、富士川町**眷**米字北山二六二六の三、二六二六の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第二千六十二号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字諸畑七の五(国有林)、平山字釜ノ沢八の一一、東栄町大字御園字真地沢一の五から一の七まで、一の九、一の一一、豊根村下黒川字檜皮野三九の四、三九の七から三九の九まで、岡崎市駒立町字コブチ三五・字トイスミ一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第二千六十三号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字諸畑七の四・七の六(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、平山字萩立一の一四、字釜ノ沢二の二、三の二、七の三から七の六まで、八の一三から八の一六まで、東栄町大字御園字真地沢一の一〇、豊根村下黒川字檜皮野三九の六、四〇の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第二千六十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字諸畑七の四・七の六(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、平山字萩立一の一四、字釜ノ沢二の二、三の二、七の三から七の六まで、八の一三から八の一六まで、東栄町大字御園字真地沢一の一〇、豊根村下黒川字檜皮野三九の六、四〇の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第二千六十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市上衣文町字戸石八三の五(次の図に示す部分に限る。)・八三の六(以上二筆国有林)、知多郡東浦町大字緒川字庄九坂二二の一五・二二の二四・二二の三三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、二二の三四、二二の三五、二二の四九、二二の五〇、二二の五一、豊田市大沼町後庵三の六、猫洞三一の四、浜松四五の三、新城市下吉田字北新戸一六〇の二、乗本字猿打九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁並びに岡崎市役所及び東浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第二千六十六号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市岩倉町四ツ瀬五三の二、五三の四から五三の七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため